

<2026年度>

第67回 福島県ジュニアゴルフ大会

ローカルルールと競技の条件

日時：2026年3月31(水)

場所：矢吹ゴルフ倶楽部

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で福島県ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023年1月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって4半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰 (ストロークプレーでは2罰打)。

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

(1) 杭と線が併用されているペナルティーエリアの縁はその線の外側の縁となり、線自体はペナルティーエリアである。

(2) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン (No4、No15 ホール)

ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの1罰打の救済の追加の選択肢となる。そのドロップゾーンは救済エリアである。球はその救済エリアの中にドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

3. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所 (例：車両の移動による損傷)。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット (ヤードージマーキングなど) は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- ② U字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない (ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U 字排水溝を除く)。
- ③ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。
- ④ 電磁誘導カートの2本のレールは、その2本の全幅をもって1つのカート道路とみなす。このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態プレーするか、規則 16.1 b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。一方、球がカート道路にある場合はあるがままの状態プレーすることはできず、プレーヤーは規則 16.1 b に基づく救済を受けなければならない。この場合、球のライだけでなく、スタンスや意図するスイング区域も含めて救済を受けなければならない。

4. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
- (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木。
- (3) No18 ホールパッティンググリーン右側バンカー内の枕木

5. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第2段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

6. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰—失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する（11 歳以下を除く）：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

7. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には、カートナビにより次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常の中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

8. 練習

ホールとホールの中の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

9. 移動（ローカルルールひな型 G6）

ラウンド中、プレーヤー（小学生・中学生を除く）は、いかなる形態の動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に認められる。そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの中で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

10. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。このローカルルールの違反の罰：

そのプレーヤーはそうしたキャディーの支援を受けた各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの中で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

*なおプレー形式は共用のキャディーとなる。

11. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、福島ゴルフ連盟により会場で公表される。

13. 競技の結果—競技の終了時点

競技の結果は競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

14. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ドレスコードに従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度
- 主催者が要請する各種感染症防止対策等に従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2 回目の違反－1 罰打
- 3 回目の違反－2 罰打
- 4 回目の違反や重大な非行－失格

福島県ゴルフ連盟

実施細則及び連絡事項

1. 委員会は、連盟主催競技参加選手(以下「選手」)の各種感染症対策について、個人の判断を基本としますが、引き続き、選手に「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指の衛生」、「換気」等の励行をお願いします。
2. 委員会は、選手の各種感染症及び熱中症等に起因する諸症状を理由に参加を制限し、途中棄権を指示することがあります。また、委員会は熱中症アラート・暑さ指数、熊対策によって、必要と認める場合は競技の中断及び中止とすることがあります。
3. 18歳未満の参加選手のゴルフ場利用税は課税されません。参加者本人であることを確認できる書類(健康保険被保険者証、学生証等公的証明書)を持参の上、開催コースのフロントに提示願います。
4. 当日の受付開始時間は午前6時30分とします。
5. 開講式は、午前7時30分より屋外(荒天時はSTロビー等)にて行いますので、選手は午前7時10分までに受付を終了し開講式に全員出席願います。
6. 本ジュニアゴルフ大会は、ワンウェイプレーで行います。
7. スタートの5分前には、必ず所定のティーインググラウンド周辺に待機願います。
8. ローカルルールや競技の条件に追加、変更があるときは、STロビー等に掲示して告知します。
9. 選手の来場時の服装は、東北ゴルフ連盟ジュニア会員服装規定に則った服装での参加とします。
10. 帽子は必ず被って下さい。(バイザーは不可)
11. 15～17歳の部は乗用カートを使用し、キャディーバックはカートに積んでプレーすることとなります。各組の運転手は、ルール上、共用のキャディーとなりますが、カート運転のみに従事します。委員会が認めた場合を除き、選手はプレー中カートに乗ることはできません。
12. ハーフ2時間15分を目標として進行に留意し、先行組との間隔を不当に空けないように注意願います。
13. 競技は次打者マーカー制とします。
14. 指定練習場以外での練習は禁止します。
15. 選手は、競技中、緊急時及び公式ゴルフ規則アプリを使用する場合を除き、携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。
16. 選手は、マナー・エチケットをよく守り、あいさつや返事はジュニアプレーヤーらしく、きびきびとした態度で行動願います。
17. 選手、ギャラリーはレストランを利用することができます。ギャラリーについては、STホール及び最終ホール周辺での観戦をお願いします。
18. 表彰式は、行いません。(但し、入賞者に対する賞の授与式を行います。)
19. 使用ティーマーカー
 - 15～17歳 男子 黒 マークティー
 - 15～17歳 女子及び中学生男子 青 マークティー
 - 中学生女子 白 マークティー
 - 小学生男子・女子 緑 マークティー

競技委員長 野崎 聖司

2026年 月 日

開催クラブ：矢吹ゴルフ倶楽部 御中

福島県ゴルフ連盟事務局 宛

欠 席 届

競技会名：第67福島県ジュニアゴルフ大会

コース名：アウトコース

組数： 組

学校名： _____

氏名： _____

欠席理由

*欠席届については、必ず書面にて参加選手本人が開催コース及び
連盟事務局へFAXにて届け出ること。

・矢吹ゴルフ倶楽部 FAX：0248-44-3877

・福島県ゴルフ連盟 FAX：024-531-5670